

山梨工業会関西支部会則の変更点について

2019.10.20

(目的)

現会則を緩やかな内容に変更して、参加者の増員と活性化を図り、山梨工業会関西支部を益々発展させることを目的に、検討、変更しました。

(変更点) 現状の会則について

1. 第3条・・・会員についての定義

- 1) 山梨工業会員に特定することなく、山梨県、山梨大学等ご縁のある方々まで広げて、会員の拡大とそれに伴い活動の活性化を目指したい。
- 2) 「理事会」でなく、「役員会」と名称変更する。

2. 第4条・・・顧問の任務

- 1) 「顧問」の名称を「アドバイザー」と変更する。
- 2) 新 8条に明記する。

3. 第5条・・・役員の数

- 1) 機動的な活動を図るため、理事の人数を削減し、定員数を定めない。
- 2) 他の役員も同様とする。
- 3) 「幹事」は廃止とする。→現 第6条、現 第8条も同様とする。

4. 第7条・・・任期

- 1) 任期途中の辞任を妨げないと変更する。

6. 第8条・・・職務

- 1) 民法第59条は、2008年12月1日の「法人整備法」、「法人法」、「法人公益認定法」の施行により廃止されたので削除する。

7. 第9条・・・総会

- 1) 臨時総会を開催できないときは、HP、メール等の活用により総会開催に替えることができることを新たに定めた。

8. 第10条・・・会費

- 1) 会費を廃止する。
- 2) 寄付、その他の収入を充てると変更する。

以上